

工事請負の入札参加者の方々へ

名古屋市上下水道局

単価契約工事における期間評価制度の導入について

日頃より上下水道事業における建設工事にご協力頂き、誠にありがとうございます。
以下の工事請負契約につきまして、平成28年4月1日契約より「期間評価制度」を新たに導入いたします。

なお、期間評価制度における「期間評価点」につきましては、平成29年4月1日契約より入札参加資格への活用を予定しておりますのでお知らせします。

1. 期間評価制度

(1) 対象となる工事請負契約

- ①配水管移設工事等（単価契約）
- ②下水道整備工事（単価契約）
- ③管路センター管内下水道築造工事等（単価契約）

(2) 導入時期

平成28年4月1日契約より導入

(3) 期間評価制度の概要

期間評価制度とは、上記1（1）①～③の工事請負契約において4月から11月までの評価結果を「期間評価点」として、新たな単価契約工事の入札参加資格に活用するものです。（1（1）③の期間評価点に関しては、4月から11月の間の評定の実施件数が2件以上のものを対象として活用。）

2. 入札参加資格への活用

契約日が平成29年4月1日以降の上記1（1）①～③のそれぞれと同一件名の工事請負契約（※）の入札参加資格要件（前年度契約における期間評価点が60点以上）として活用する予定です。

入札参加資格の詳細については各工事の公告等をご確認ください。

※同一件名の工事請負契約とは、上記1（1）の対象となる工事請負契約で、行政区や工区などの施行場所部分を除いた工事件名が同一のものをいう。

（例）配水管移設工事等（単価契約）第〇〇区、〇〇区内下水道整備工事（単価契約）、
〇〇管路センター管内下水道築造工事等（単価契約）

<お問い合わせ先>

上下水道局技術本部計画部技術管理課 （052）889-4793

上下水道局経営本部経理部契約課 （052）972-3725